

社会福祉法人札幌親会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌親会（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の各号のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、法人業務を行った場合に報酬及び交通費等の実費を支給する。ただし、就業規則第2条に定められた職員及び嘱託職員就業規則第2条に定められた職員が役員の場合はこれを支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、給与規程に定める額

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第5条 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(費用弁償)

第6条 役員等が、法人業務を行うため出張する場合は、旅費規程に基づき旅費（日当・宿泊費）を支給することができる。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日等に当たるときは、給与規程に準じた日に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議への出席及び法人業務を行った場合に、その都度支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、書面により本人の同意を得た場合には、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額のほか本人から申し出があった場合には、立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じた場合には、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、令和1年8月23日から施行する。

この規程は、令和4年5月27日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1 常勤役員の報酬

役職名	報酬額(月額)
理事長	500,000円
理事	400,000円

別表2 非常勤役員等の報酬

役職名	報酬額(日額)
4時間を超える出席	20,000円
4時間以下の出席	10,000円

別表3 評議員選任・解任委員の報酬

役職名	報酬額(日額)
評議員選任・解任委員	5,000円